

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年6月21日
【会社名】	ドリームバイザー・ホールディングス株式会社
【英訳名】	Dreamvisor Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 千野 和俊
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋人形町三丁目3番13号
【電話番号】	(03) 6661-9311 (代表)
【事務連絡者氏名】	管理本部 グループ長 木村 健太郎
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋人形町三丁目3番13号
【電話番号】	(03) 6661-9311 (代表)
【事務連絡者氏名】	管理本部 グループ長 木村 健太郎
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	株主割当 0円 発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 425,900,000円
	(注) 行使価額が調整された場合には、発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は増加又は減少します。また、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が新株予約権を消却した場合には、発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

当社は、平成25年6月21日付で第14期に係る有価証券報告書（自平成24年7月1日 至平成25年3月31日）及び臨時報告書を関東財務局長に提出したことに伴い、平成25年3月28日に提出いたしました有価証券届出書及び平成25年5月14日に提出いたしました有価証券届出書の訂正届出書について、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第三部 追完情報

- 1．事業等のリスク
- 2．臨時報告書の提出について
- 3．資本金の増減
- 4．最近の業績の概要

第四部 組込情報

3【訂正箇所】

訂正箇所は下線を付して表示しております。

第三部【追完情報】

（訂正前）

1．事業等のリスク

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日までの間に、変更及び追加すべき事由が生じております。そこで、以下においては、本有価証券届出書提出日現在において当社グループの事業展開上のリスク要因となりうる事項を記載しております。また、本株式交換によりWM社を子会社化し、WM社及びその傘下にある子会社等で営む金融サービス事業を当社グループに取り込んだ場合に、当社グループの事業展開上のリスク要因となりうる事項を含めております。必ずしも事業上のリスクに該当しない事項についても、投資者の投資判断において重要であると考えられる事項については、積極的に開示しております。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

（以下省略）

2．臨時報告書の提出について

後記「第四部 組込情報」の第13期有価証券報告書提出日以降、本有価証券届出書提出日までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

（平成24年9月27日提出の臨時報告書）

（以下省略）

（平成25年3月8日提出の臨時報告書）

（以下省略）

（平成25年3月28日提出の臨時報告書）

（以下省略）

3. 資本金の増減

（以下省略）

4. 最近の業績の概要

（以下省略）

（訂正後）

1. 事業等のリスク

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日までの間に生じた変更その他の事由はありません。

なお、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書の訂正届出書提出日現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

（以下「事業等のリスク」の全文を削除）

2. 臨時報告書の提出について

後記「第四部 組込情報」の第14期有価証券報告書提出日以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

（「平成24年9月27日提出の臨時報告書」の全文を削除）

（「平成25年3月8日提出の臨時報告書」の全文を削除）

（「平成25年3月28日提出の臨時報告書」の全文を削除）

（金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づくもの）

提出日

平成25年6月21日

提出理由

当社は、平成25年6月20日開催の当社第14回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成25年6月20日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

当社の発行可能株式総数を38,980株から68,144株へ変更するものです。

第2号議案 当社とウェルス・マネジメント株式会社との株式交換契約承認の件

当社とウェルス・マネジメント株式会社との間で締結した、当社を株式交換完全親会社とし、ウェルス・マネジメント株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換契約を承認するものです。なお、本株式交換は、平成25年7月1日を効力発生日とします。

第3号議案 取締役5名選任の件

取締役として、奥山泰、千野和俊、島根秀明、平野圭一、工藤英人の5氏を選任するものです。

第4号議案 監査役2名選任の件

監査役として、川中雅浩、山中一弘の2氏を選任するものです。

（第4号議案に対する修正動議）

本議案については、川中雅浩に代えて濱岡洋一郎を監査役候補者とし、監査役として、濱岡洋一郎、山中一弘の2氏を選任する旨の修正動議が、取締役会から提出されました。

第5号議案 資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の件

平成25年3月末の資本準備金の額（金285,147,915円）とウェルス・マネジメント株式会社との株式交換による資本準備金増加額（以下「本株式交換資本準備金増加額」といいます。）のうち金367,193,796円（但し、本株式交換資本準備金増加額が367,193,796円を下回る場合は、当該本株式交換資本準備金増加額全額とします。）との合計額について、資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替えるものです。

前記の効力が生じた後のその他資本剰余金の全額（減少額は金740,512,311円、但し、本株式交換資本準備金増加額が367,193,796円を下回る場合は373,318,515円に当該本株式交換資本準備金増加額を加算した額とします。）を減少し、繰越利益剰余金に振り替え（増加額は金740,512,311円、但し、本株式交換資本準備金増加額が367,193,796円を下回る場合は373,318,515円に当該本株式交換資本準備金増加額を加算した額とします。）、欠損を填補するものです。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合 (%))(注)1
第1号議案 定款一部変更の件	10,831	220	—	(注)2	可決 92.15
第2号議案 当社とウェルス・マネ ジメント株式会社との 株式交換契約承認の件	10,831	220	—	(注)2	可決 92.15
第3号議案 取締役5名選任の件					
奥山 泰	10,808	243	—	(注)3	可決 91.95
千野 和俊	10,809	242	—		可決 91.96
島根 秀明	10,807	244	—		可決 91.95
平野 圭一	10,809	242	—		可決 91.96
工藤 英人	10,807	244	—		可決 91.95
第4号議案 監査役2名選任の件					
川中 雅浩	—	—	—	(注)4	— —
濱岡 洋一郎	9,803 (注)5	1,029 (注)5	219 (注)5	(注)3	可決 83.40
山中 一弘	10,831	220	—	(注)3	可決 92.15
第5号議案 資本準備金の額の減少 及び剰余金の処分の件	11,029	22	—	(注)6	可決 93.83

- (注) 1. 賛成の割合は、本総会に出席した株主の議決権の数(本総会前日までの事前行使分及び委任状による出席を含む当日出席のすべての株主分)に対する、事前行使分及び委任状による出席を含む当日出席の株主のうち各議案の賛否について賛成が確認できた議決権の数の割合であります。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。
4. 第4号議案については、監査役候補者である川中雅浩に代えて濱岡洋一郎とし、監査役として濱岡洋一郎及び山中一弘を選任する旨の修正動議が、会社法上適法な決議として成立しましたので、原案に含まれる監査役候補者川中雅浩の選任に関する議決権数は集計しておりません。
5. 委任状による出席を含む当日出席した株主のうち賛成の確認ができた議決権数であります。なお、議決権行使書面に「賛」の表示があったものは反対として、また「否」の表示があったものは棄権として、それぞれ取り扱っております。
6. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び委任状による出席を含む当日出席の株主のうち各議案の賛否について確認ができたものを合計したことにより、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以上

「 3 . 資本金の増減」の全文を削除

「 4 . 最近の業績の概要」の全文を削除

第四部【組込情報】

(訂正前)

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第13期)	自 平成23年7月1日 至 平成24年6月30日	平成24年9月14日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第14期第2四半期)	自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日	平成25年2月14日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

なお、平成25年6月21日頃及び平成25年8月14日頃を目途に、以下書類について関東財務局長への提出を予定しております。

有価証券報告書	事業年度 (第14期)	自 平成24年7月1日 至 平成25年3月31日	平成25年6月21日 関東財務局長に提出予定
四半期報告書	事業年度 (第15期第1四半期)	自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日	平成25年8月14日 関東財務局長に提出予定

(訂正後)

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第14期)	自 平成24年7月1日 至 平成25年3月31日	平成25年6月21日 関東財務局長に提出
---------	----------------	-----------------------------	-------------------------

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

なお、平成25年8月14日頃を目途に、以下書類について関東財務局長への提出を予定しております。

四半期報告書	事業年度 (第15期第1四半期)	自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日	平成25年8月14日 関東財務局長に提出予定
--------	---------------------	-----------------------------	---------------------------

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成25年6月21日

ドリームバイザー・ホールディングス株式会社

取締役会 御中

東 陽 監 査 法 人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 北 山 千 里指定社員
業務執行社員 公認会計士 宝 金 正 典

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているドリームバイザー・ホールディングス株式会社の平成24年7月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ドリームバイザー・ホールディングス株式会社及び連結子会社の平成25年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成25年6月20日開催の定時株主総会において、資本準備金の額の減少及び剰余金の処分について承認している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、ドリームバイザー・ホールディングス株式会社の平成25年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、ドリームバイザー・ホールディングス株式会社が平成25年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 2. 連結財務諸表の範囲には、XBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成25年6月21日

ドリームバイザー・ホールディングス株式会社

取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 北山 千里指定社員
業務執行社員 公認会計士 宝金 正典

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているドリームバイザー・ホールディングス株式会社の平成24年7月1日から平成25年3月31日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ドリームバイザー・ホールディングス株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成25年6月20日開催の定時株主総会において、資本準備金の額の減少及び剰余金の処分について承認している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 財務諸表の範囲には、XBRLデータ自体は含まれておりません。